



平成 24 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名：株式会社カネカ
(コード：4118 東証・大証・名証 各第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 菅原 公一
問合せ先：広報室長 堀内 泰治
(T E L：06-6226-5019)

韓国及び米国企業を相手方として米国国際貿易委員会に申し立てた
ポリイミドフィルム製品に関する調査の最終決定について

当社は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日（現地時間）、韓国のポリイミドフィルム製造会社：SKC KOLON PI, Inc.（以下、SKPI）、並びに、SKPI 製ポリイミドフィルムの米国輸入業者：SKC, Inc.（以下、SKC）を相手方として、当社が所有する米国特許第 6,264,866 号、同第 6,746,639 号、同第 7,018,704 号及び同第 7,691,961 号の特許侵害について、その調査、SKPI 製ポリイミドフィルムの輸入の禁止、既に輸入された当該製品の再販の禁止、並びに当該製品のマーケティング・宣伝広告・展示および当該製品の販売や使用のための保管の差し止めを求めて、米国国際貿易委員会（以下、ITC）への申立を行っておりました。2012 年（平成 24 年）10 月 5 日（現地時間）に ITC は、米国特許第 7,691,961 号の有効性及び SKPI と SKC による同特許の侵害を認めたものの、国内産業要件の立証が不十分であるので関税法 337 条に対する違反は認められないとの最終決定を下しました。他 3 件の当社の米国特許については、ITC は 2 件の特許の有効性を認めましたが侵害の立証が不十分として当社の主張を退けました。ITC への申立の他に、当社は SKPI に対する特許侵害裁判を提起しており、この裁判はカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において現在も係属中です。

以 上